

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予定価格	契約金額	落札率	備考
令和6年度潮位観測データ解析・信頼性確認検討業務 — R6.9.17～R7.3.24 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 下関港湾空港技術調査事務所長 児島 正明 九州地方整備局 下関港湾空港技術調査事務所 下関市竹崎町4-6-1	R6.9.17	令和6年度潮位観測データ解析・信頼性確認検討業務 いであ・海洋調査協会設計共同体 福岡市東区東浜1-5-12	7010901005494 5010005018602	一般競争 (総合評価)	29,403,000	23,595,000	80.25	

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(公共工事)

公共工事の名称、場所、期間及び種別	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
令和6年度 海洋環境整備船設計検討業務 — R6.9.12～R7.3.10 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 代理 下関港湾空港技術調査事務所 副所長 古家 雅彦 九州地方整備局 下関港湾空港技術調査事務所 下関市竹崎町4-6-1	R6.9.12	一般社団法人日本作業船協会 東京都千代田区丸の内 3-4-1	3010005017267	別紙のとおり	43,923,000	43,780,000	99.67	—	
令和6年度 海岸構造物水理特性検討調査 — R6.9.13～R7.2.28 建設コンサルタント等	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 下関港湾空港技術調査事務所長 兒島 正明 九州地方整備局 下関港湾空港技術調査事務所 下関市竹崎町4-6-1	R6.9.13	国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所 神奈川県横須賀市長瀬 3-1-1	3021005008148	別紙のとおり	29,722,000	29,722,000	100.0%	—	

(注1)公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

(注2)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく競争入札に係る情報の公表(物品役務等)

物 品 役 務 等 の 名 称 及 び 数 量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契 約 を締結した日	契 約 の 相 手 方 の商号又は名称及び住所	法人番号	一 般 競 争 入 札・指名競争入札の別(総合評価の実施)	予 定 価 格	契 約 金 額	落 札 率	備 考
該当なし									

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物 品 役 務 等 の 名 称 及 び 数 量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契 約 を締結した日	契 約 の 相 手 方 の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予 定 価 格	契 約 金 額	落 札 率	再就職の役員の数	備 考
該当なし										

(注1) 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

(注2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。

随 意 契 約 理 由 書

1. 件 名 : 令和 6 年度海洋環境整備船設計検討業務
2. 履 行 場 所 : ー
3. 契 約 の 相 手 方 : 一般社団法人日本作業船協会
4. 随意契約適用法令 : 会計法第 29 条の 3 第 4 項
5. 随意契約の目的・内容および随意契約に付する理由

(1) 目的・内容

本業務は、関門航路事務所が所管する海域を主たる活動範囲として海面清掃並びに海域環境調査を行うとともに、外洋での漂流木回収など担務海域外での活動も考慮した海洋環境整備船の建造を行うため、船体部、船殻舳装部、機関部、電気部、清掃装置部、油回収装置部及び調査観測装置部の構造・配置について調査検討を行い資料を作成するものである。また、災害支援機能に関して近年の活動実績を考慮した次世代作業船とするための技術検討を行うものである。

(2) 理 由

本業務を円滑に遂行するためには、海洋環境整備船に関して幅広い知識を有していることに加え、操船性・機動性に優れた次世代型油回収装置の導入検討のため、海洋における油回収及び集油方式に関する最新の知見を踏まえ、実船適用に向けた技術的課題を整理しその解決方策を検討の上で建造資料を作成出来る高度な技術力や、造船設計に関する豊富な経験が必要である。

以上のことから、プロポーザル方式により、契約内容並びに契約手続きを公示し、参加表明者においては、予定技術者の経験・能力（技術者資格等、業務執行技術力）、発注者の要請に対する適格性・迅速性に関する本業務の実施体制及び本業務に関する特定テーマに対する技術提案書の提出を求めることで、専門技術力の確認、本業務の遂行能力等を評価したものである。

建設コンサルタント等の特定手続きに基づく審査の結果、一般社団法人日本作業船協会が最適であると判断されることから、上記法人と会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、随意契約を行い円滑な遂行を図るものとする。

随 意 契 約 理 由 書

1. 件 名：令和6年度海岸構造物水理特性検討調査

2. 契 約 の 相 手 方：国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所
神奈川県横須賀市長瀬三丁目1-1

3. 随意契約適用法令：会計法第29条の3第4項

4. 本契約の目的・内容および随意契約に付する理由

(1) 目 的 ・ 内 容

本業務は、高波浪時の波力が海岸護岸及び背後地盤に伝搬する影響を水理模型実験により分析し、その影響を低減するため対策工の検討を行うとともに、数値波動水路による計算モデルを構築し、対策工の検証を行うものである。

(2) 理 由

高波浪時の波力が海岸護岸及び背後地盤に伝搬する影響の把握には、高波を適切に再現した水理模型実験と合わせて数値解析による分析が必要不可欠である。

以上のことから、本業務を履行するためには、以下の能力・知見（技術）を有していることが必要である。

- ① 護岸に作用する高波の波力に関して、高度な知見を有すること。
- ② 実物の護岸断面を1/10～1/15程度の縮尺により、H.H.W.Lで50年確立波が再現可能な水槽設備を用いて、水理模型実験を行う能力を有すること。
- ③ 高波における護岸への作用波力と背後地盤への影響を把握することができ、かつ護岸の複雑流の影響等を安定的に解析することが可能な数値シミュレーターを用いて、精度の高い分析を行う能力を有すること。

国立研究開発法人 港湾空港技術研究所は、港湾及び空港の整備等に関する調査、研究及び技術の開発等を行うことにより、効率的かつ円滑な港湾及び空港の整備等に資するとともに、港湾及び空港の整備等に関する技術の向上を図ることを目的として、独立行政法人通則法及び国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法に則って設立された機関である。

同法人は、H.H.W.Lの50年確立波を高精度に再現することのできる水理模型実験施設を所有し、これまでに数多くの波力実験を実施しており、実験計画の立案から実験の実施、実験結果の解析・評価に到る実績により培った高度な知見を有している。加えて学会報告等により多数の学術的に貴重で独自性を有する研究成果を収めている。

更に、同法人は「令和3年度大分空港護岸水理特性検討調査」及び「令和4年度別府港（石垣

地区)防波堤改良水理特性検討調査」を実施しており、実験施設においてそれぞれ 1/25、1/24 の縮尺で波浪を作用させた実験を行い、護岸への作用波力と背後地盤への影響について検討を行った実績を有している。

また、同法人では砕波を含む水表面の大変形問題を安定的かつ高精度に解析することが可能な CADMAS-SURF/3D の開発・管理及び改良を継続的に行っており、近年でも、砕波条件下のための安定化スキーム(変動勾配外挿:土木学会論文集 B2(海岸工学)、2022 年 78 巻 2 号 p. I_13-I_18)を開発するなど、今後普及予定の未公開・最新モデルの知見を多く有する。このため本数値シミュレーションモデル・プログラムを熟知し、自在に駆使することで高精度な予測及び検討ができることから、実験とシミュレーションの円滑な連携が可能となる。

以上のことから、本業務を履行するために必要な要件を具備している機関として、国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所を特定公益法人等として特定したうえで、「参加者の有無を確認する公募手続き」に基づき、特定公益法人等以外の参加者の有無を確認するための公募手続きを行ったところ、他者からは本業務への参加意思を表明する書類が提出されなかったことから、同法人が本業務を履行できる唯一の機関と判断した。

よって、契約の性質または目的が競争を許さない場合に該当するため、会計法第 29 条の 3 第 4 項に基づき、国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所 港湾空港技術研究所と随意契約するものである。